

**革新的先端研究開発支援事業 インキュベートタイプ（LEAP）
令和 8 年度公募選考に関する Q&A**

○研究開発計画の作成に関する質問

Q1) プレ実証フェーズで行うことは何ですか？

A1) プレ実証フェーズでは、LEAP の目標である革新的医療シーズの技術成立性の証明・提示の達成に向けて、中間評価の指標となる具体的なマイルストーンを設定し、その達成に向けて研究開発を進めます。本マイルストーンは、実証フェーズの研究計画のフィージビリティを明確に表すものとします。詳しくは、公募要領「2.1 研究開発費の規模・研究開発期間・採択課題予定数等」や「2.3 公募対象となる研究開発課題の概要」をご参照ください。

Q2) 実証フェーズで行うことは何ですか？

A2) 実証フェーズでは、プレ実証フェーズ課題のなかで企業導出等を目指した研究開発として最も優れたものを選出し、予算資源を集中投資することで、技術的成立性の証明・提示の達成に向けて必要な研究開発の加速を行います。企業導出等へ進めるために必要なエビデンスの取得等に資源を集中し、PM を中心とした課題マネジメントの下、研究開発を推進します。詳しくは、公募要領「2.1 研究開発費の規模・研究開発期間・採択課題予定数等」や「2.3 公募対象となる研究開発課題の概要」をご参照ください。

○プログラマネージャー（PM）に関する質問

Q3) LEAP における PM の役割は何ですか。具体的には、どのようなことを行うのですか。

A3) LEAP では、研究開発課題ごとに PM を配置して、研究開発代表者と協力して、研究開発課題の提案や研究開発の体制整備、また、そのマネジメントを行います。さらに、AMED-CREST、PRIME、FORCE 等で得られた成果をシーズとして、技術的成立性の提示・証明に向けたマイルストーンの設定とその達成を率先して推進し、将来的な実用化を踏まえた知財戦略の立案や成果の企業導出、臨床応用へ向けた活動を行うこととなります。提案書には、PM の考える戦略とその活動内容について具体的に記述ください。詳しくは、公募要領「1.2 事業実施体制」や、「2.3 公募対象となる研究開発課題の概要」をご参照ください。

Q4) PM を代表機関で雇用することが記載されていますが、応募時に PM 候補者が雇用されている必要がありますか。

A4) 応募の時点で、PM 候補者が代表機関において雇用されていなくても、LEAP 公募にご応募いただくことは可能です。なお、採択後は、速やかに雇用し PM 活動が開始できるように対応してください（PM の人件費は、研究開発費から支出することが可能です）。

Q5) PM は、代表機関に雇用されている必要があるとのことですが、専任でなければならないのですか。

兼務でも可能ですか。

A5) PM は、LEAP 推進における重要な役割を担っており、専任が望ましいと考えております。ただし、特殊な事情がある場合には、活動内容やエフォートなどが適正かを判断した上で、兼務でも可能とします。PM は研究開発代表者と協働して、研究開発の戦略立案と推進にかかる部分を担当し、知財戦略立案や成果の導出活動などを行うこととなりますので、兼務の場合には、代表機関における秘密保持等、職員と同等のルールを守りつつ研究推進活動が担えるよう、雇用と同等レベルの兼務条件のもとで PM 活動を行うようにしてください。また、兼務の場合には、PM 活動を十分に行うためのエフォートが必要となります。利益相反の管理についても、所属する双方の機関において十分に行うようにしてください。

Q6) PM を大学 TLO 担当者とすることは可能ですか。

A6) LEAP では PM が一つの研究開発課題のみに特化して対応することから、大学 TLO の担当者を PM とすることは相応しくないと考えております。特に、大学とは別に株式会社等として組織運営されている TLO の場合には、大学から委託された TLO 業務全体との切り分けが難しい上に、PM 活動内容を委託業務として依頼することは認めておりませんので、大学 TLO の担当者を PM とすることは相応しくないと考えております。

Q7) ヒアリング審査では PM も発表を行いますか。

A7) はい、ヒアリング審査に進んだ場合、研究開発代表者とともに PM にもご発表いただきます。知財戦略や成果導出に向けた活動計画、および研究チーム全体の進捗管理の方法についてご説明いただきます。

○企業研究者の参画に関する質問

Q8) 研究開発代表者、研究開発分担者、PM は、民間企業に所属していても応募することができますか。

A8) 企業研究者の方々にご参画いただくことは可能です。一方で、研究開発体制や研究開発費計画も審査の過程で重要な項目になっています。LEAP では共同開発に向けて企業から資金が十分確保出来ているケースは対象としません。また、LEAP は参画するベンチャー企業等の運営をサポートする仕組みではありませんので、ご注意ください。研究開発提案書において十分なお説明をご記載ください。なお、PM については、課題採択後、代表機関に雇用される必要があります (Q4A4 及び Q5A5 参照)。